

小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- 小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第八十五号）……………1
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）……………2

改正後	現行
<p>（共済金）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（分割支給率）</p> <p>第三条 法第九条の三第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一 分割支給期間が十年の場合 千分の十七・五に経済産業大臣の定める率を加えて得た率</p> <p>二 分割支給期間が十五年の場合 千分の十二に経済産業大臣の定める率を加えて得た率</p> <p>（解約手当金）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（共済金）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（分割支給率）</p> <p>第三条 法第九条の三第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一 分割支給期間が十年の場合 千分の二十六・三に経済産業大臣の定める率を加えて得た率</p> <p>二 分割支給期間が十五年の場合 千分の十八に経済産業大臣の定める率を加えて得た率</p> <p>（解約手当金）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p>

改正後	現行
<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（貸付けの対象となる中小企業団体）</p> <p>第二条 法第十五条第二項第九号口の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 企業組合</p> <p>二 協業組合</p> <p>三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人</p> <p>第三条（略）</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第四条 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第九条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p>	<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第三条 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第八条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p>

第五条 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第六条 機構は、法第十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下この条から第八条までにおいて「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

第七条・第八条 (略)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手續等)

第九条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第六条第一項及び第七条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

第十条～第十五条 (略)

第四条 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第五条 機構は、法第十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下この条から第七条までにおいて「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

第六条・第七条 (略)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手續等)

第八条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

第九条～第十四条 (略)

(債券の発行)

第十六条 (略)

2 各債券には、第十二条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(中小企業基盤整備債券原簿)

第十七条 (略)

2 中小企業基盤整備債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十二条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 (略)

第十八条 (略)

(中小企業基盤整備債券の発行の認可)

第十九条 (略)

一 (略)

二 第十二条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三〇五 (略)

2 (略)

第二十条〇第二十三条 (略)

(債券の発行)

第十五条 (略)

2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(中小企業基盤整備債券原簿)

第十六条 (略)

2 中小企業基盤整備債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 (略)

第十七条 (略)

(中小企業基盤整備債券の発行の認可)

第十八条 (略)

一 (略)

二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三〇五 (略)

2 (略)

第十九条〇第二十二条 (略)

附 則

第一条 (略)

(地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る業務を行う期限等)

第二条 (略)

2 機構が法附則第五条第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第八条第一項第二号中「法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定」とあるのは、「法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三項に規定する特別の勘定」とする。

第三条〜第十条 (略)

附 則

第一条 (略)

(地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る業務を行う期限等)

第二条 (略)

2 機構が法附則第五条第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第七条第一項第二号中「法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定」とあるのは、「法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三項に規定する特別の勘定」とする。

第三条〜第十条 (略)